

佐賀県鹿島市 *Press release*

報道機関 各位

部課名

政策総務部総務課

件 名	職員の懲戒処分の公表について						
概 要	本日、地方公務員法の規定に基づき、以下の内容で懲戒処分を行いました。（詳細は別紙のとおりです）						
説 明	1. 被処分者 <table><tr><td>所 属</td><td>市長事務部局以外</td></tr><tr><td>役 職 名</td><td>課長職</td></tr><tr><td>年齢性別</td><td>50代 男性</td></tr></table> 2. 処分内容 停職1月 3. 処分理由（根拠法令） 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号、第3号 4. 非違行為の概要 当該職員は、令和7年1月以降、勤務時間中に少なくとも457時間以上にわたり、業務と関係のないインターネット閲覧を繰り返すとともにニュースサイトのコメント欄へ61回の書き込みを行いました。加えて、令和7年6月中旬から7月上旬にかけて20回以上にわたり喫煙を目的とした職場離脱を繰り返しました。 また、上記の行為に関する調査等において複数の虚偽の証言等を行っております。 これらの行為について、地方公務員法第29条に基づき懲戒処分を行いました。 【市長コメント】 今回の事案は、管理職としての自覚と責任を欠いた極めて不適切な行為であり、市民の皆様へ深くお詫びいたします。 すべての職員が全体の奉仕者としての強い自覚と責任をもって職務に専念するよう指導を徹底するとともに、引き続き市政の信頼回復に努めてまいります。	所 属	市長事務部局以外	役 職 名	課長職	年齢性別	50代 男性
所 属	市長事務部局以外						
役 職 名	課長職						
年齢性別	50代 男性						
別添資料	☐ あり ☐ なし						



本件に関する問合せ先

所属	政策総務部総務課
氏名	寺岡
TEL	0954-63-2113
FAX	0954-63-2129
Mail	soumuka@city.saga-kashima.lg.jp

職員の懲戒処分の公表について

令和 7 年 1 0 月 1 7 日
鹿島市 政策総務部総務課

地方公務員法の規定に基づき、本日付けで次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1. 対象職員

所 属	市長事務部局以外
役 職 名	課長職
年 齢	5 0 代
性 別	男性

2. 処分内容

停職 1 月

3. 処分年月日

令和 7 年 1 0 月 1 7 日

4. 非違行為の概要

当該職員は、令和 7 年 1 月以降、勤務時間中に少なくとも 4 5 7 時間にわたり、業務と関係のないインターネット閲覧を繰り返すとともにニュースサイトのコメント欄への書き込みを 6 1 回行った。

加えて、令和 7 年 6 月中旬から 7 月上旬にかけて 2 0 回以上にわたり喫煙を目的とした職場離脱を繰り返した。

さらに、これらの行為に対する調査等において複数の虚偽の証言等を行っている。

これらの行為は地方公務員法第 3 3 条（信用失墜行為の禁止）及び第 3 5 条（職務専念義務）に違反することから、同法第 2 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号、及び第 3 号に該当する。

なお、当該職員は、過去にも業務怠慢、虚偽報告により戒告処分を受けている。

5. その他

- ・当該職員を同日付で課長補佐職へ降任する分限処分も併せて実施しました。
- ・当該職員は、同日付で退職（依願退職）しました。
- ・インターネット閲覧にかかる時間相当の給与（1, 282, 340 円）は既に返納されました。